

## 日本語版への序文

日本語版にDCFRの編者の名前で序文を寄せることを許されるのは大変光栄である。この翻訳チームが卓越した仕事を成し遂げられたことを心から喜びたい。この種の翻訳を遂行するには、すぐれた言語能力を有するだけでなく、ヨーロッパ的な思考方法、法形態、叙述様式を——これらは、それぞれが密接に絡み合うことからさらに複雑になるのであるが——深く理解していることが前提となる。このような要求に応える翻訳は、原文の質を問う過程ともなる。その過程では、原文が十分に明確なものとなっているか、用語法において一貫しているかが常に問われることになり、明確でないところには、翻訳者が最初に気づくことになるからである。

私は、この翻訳が完成したことを非常に喜ばしく思っている。本書は、DCFRのモデル準則のすべてを残らず翻訳した最初のものである。少し前に刊行された韓国語の翻訳は、改正作業の対象が現在のところ契約法に限定されていることから、最初の4編だけである。また、ヨーロッパ委員会からの委託を受けた五つの主要なヨーロッパ言語（ドイツ語、フランス語、イタリア語、ポーランド語、スペイン語）への翻訳作業は、なお、最終段階にありまだ完成していない。中国、ロシア、ウクライナでも翻訳作業が進行中である。モデル準則の注釈や比較法に関する注記については、今後も、六巻本で6600頁を超える大著である英語の完全版（Full Edition）を参照していただきたい。しかしながら、モデル準則は、それ自体として意味をもつものであり、またそうなり得るものである。

この翻訳は、特に私たちの私法秩序を刷新することに関する世界的な議論をもたらすことになるだろう。古くなってきた法典は少なくない。多くの法典が法形成を行う力を失ってきている。私たちは、現在、世界中で、ある法典の改革が次々に他の法典の改革をもたらしているのをまさに目にしているものであり、それは何ら不思議なことではない。EU自らもそうした改革作業に関与している。ヨーロッパ共通売買法規則提案は、DCFRから直接的に生みだされた立法的な果実の最初のものであるが、この提案は個々の点ではDCFRとは異なるところがある。それは、DCFRがむしろ純粋に学問的な文書であり、時代の流れの中での政治的正統化を必要としないことによる。同様に、当然のことではあるが、DCFRを一字一句そのまま受け入れる立法者は存在しないであろう。この間、DCFRは、非常に喜ばしいことに、

問題を考えるときの参照資料という意味での役割をうまく果たしてきた。いくつかの上級裁判所の判決においても、また多くの大学での学術的な講義でも、DCFRはそうした役割を果たしている。

この場を借りて、この翻訳作業を成し遂げられた監訳者および翻訳作業チームに心から感謝し、その完成を祝福したい。本書は、大陸を越えた深い友情に支えられた数年にわたる共同作業の成果である。オーレ・ランドーによって始められ、その後、私たちによって継続された作業は、次の世代では、アジアとヨーロッパにおける私法に責任を負う法律家たちのグループに引き継がれることになるのかもしれない。

オスナブリュック，2013年6月

クリスティアン・フォン・バル  
Christian von Bar